

行政不服審査裁決書

審査請求人 ○ ○ ○ ○

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から、令和 7 年 7 月 1 5 日付けで提起のあった行政文書不開示決定処分（令和 7 年 6 月 1 8 日付けお総第 2 0 8 号）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、おいらせ町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の答申（令和 7 年 1 1 月 1 0 日付け令和 7 年度 答申第 2 号。以下「答申書」という。）を受けて、次のとおり裁決します。

第 1 主文

本件審査請求を棄却する。

第 2 事案の概要

- (1) 請求人は、令和 7 年 6 月 6 日付けで、おいらせ町長に対し、「1、おいらせ役場分庁舎における 2、令和 2 年 1 月から令和 7 年末まで〇〇〇〇と関係機関、省、庁、自身に関する記録 3、この間、決裁された公文書 4、職員の暴行の件（〇〇〇〇）」（以下「本件対象文書」という。）の開示請求を行った。
- (2) 処分庁は、本件開示請求に係る行政文書については、おいらせ町情報公開条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 8 号、以下「条例」という。）第 7 条第 3 号に該当するとして、存否応答拒否の不開示決定処分を行った。
- (3) 請求人は、本件処分を不服とし、令和 7 年 7 月 1 5 日付けで、審査庁であるおいらせ町長に対し、本件審査請求を行った。

第 3 審理関係人の主張の要旨

本件審査請求については、審査会に諮問しており、答申書における「2 審査関係人の主張の要旨」のとおりである。答申書における審査関係人の主張の要旨は妥当であると認め、補足すべき事項はない。

第4 理由

(1) 条例第7条第3号への該当性について

答申書における「4 審査会の判断の理由(2)①」にあるとおり、本件請求対象文書は、請求人自身に関する記録であるが、個人に関する情報でもあるため、条例第7条第3号に規定する「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であり、同条同号に規定するただし書きにも該当するものではない。

(2) 開示請求権の範囲

答申書における「4 審査会の判断の理由(2)②」にあるとおり、条例第5条「開示請求権」において、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、その保有する行政文書の開示を請求することができる。」と規定されており、何人が請求しても同様の決定となることから、請求人以外の第三者が同様の請求をした場合にも同様の決定がなされることとなり、前述のとおり、本件開示請求は個人に関する情報であるため開示できるものではない。

(3) 存否応答による個人の権利利益侵害

答申書における「4 審査会の判断の理由(2)③」にあるとおり、開示請求文書が「暴行事件に関する情報」という性質上、当該行政文書の存否を明らかにすること自体が、個人の権利利益を侵害することとなり、条例第7条第3号により不開示とすべき情報を開示することとなるので、存否を答えることはできないものであり、仮に当該行政文書が存在するとしても、同号に該当して不開示となるものである。

(4) 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和7年12月1日

審査庁 おいらせ町長 成田 隆

(教示)

- 1 この裁決に不服のある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、おいらせ町を被告として（訴訟においておいらせ町を代表する者は、おいらせ町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。